特例退職・任意継続被保険者脱退申出の手続きについて

三菱電機健康保険組合

脱退申出書をご記入のうえ、健康保険組合までご送付願います。
資格喪失日は、健康保険組合で**脱退申出書**を**受理した日の翌月１日**となります。
お手持ちの健康保険証または健康保険資格確認書および健康保険組合発行の各証（注③）は、資格喪失日以降すみやかにご返却をお願いいたします。**脱退申出書には添付しないでください**。
国保等の加入手続きに必要な**『資格喪失証明書』**は**資格喪失日（休日の場合は翌営業日）に発送**いたします。資格喪失前（事前）に発行・送付することは出来ません。
※資格喪失（脱退）後は**再加入できません**ので、事前によくご検討願います。

【申し出から資格喪失までの流れ　（スケジュール例）**】**

■被保険者■	「申出書」を健保組合へ送付	３月４日「申出書」送付
	↓	↓
◆健保組合◆	健保組合にて「申出書」を受理 ＊受理した日の翌月１日にて資格喪失	３月９日「申出書」受理 ＊資格喪失日４月１日確定
	↓	↓
◆健保組合◆	資格喪失日の前営業日に 「資格喪失証明書」発行・送付	３月３１日「資格喪失証明書」 発行・送付
	↓	↓
■被保険者■	翌月１日以降健保組合へ 保険証または資格確認書返却	４月４日　保険証または 資格確認書返却

【保険料の返金について】
資格喪失月以降の納入済保険料がある方は返金（還付）いたします。
但し返金（還付）については、健康保険証または健康保険資格確認書をご返却いただいてから別途、手続きが必要となります。証等の返却を健康保険組合にて確認後、『保険料還付依頼書』を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ返送願います。
返金日（還付）については原則、翌月または翌々月 25 日となります。

【注意事項】
① 脱退申出書受理後の取消はできません
② 申出書を受理した日とは、健康保険組合にて脱退申出書を確認できた日をいいます
③ 健康保険組合発行の各証とは、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受領証」をいいます（交付対象者のみ）
④ 資格喪失日（１日）以降、三菱電機健保発行の保険証または資格確認書および各証は使用できません
⑤ 脱退申出書を申出月の下旬に郵便ポストへ投函された場合、月内に受理されない可能性がありますので、中旬頃を目途にご提出願います